

第 10 号議案

愛南町福祉タクシー助成条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

現行の制度を見直し、助成の目的、対象者、補助券の交付内容等を改正するため。

愛南町福祉タクシー助成条例の一部を改正する条例

愛南町福祉タクシー助成条例(令和3年愛南町条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名中「福祉タクシー」を「高齢者タクシー利用」に改める。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が運行するバス及び愛南町コミュニティバス運行条例(平成18年愛南町条例第2号)第1条の愛南町コミュニティバスをいう。以下同じ。)の利用が不便な地域に居住し、又は路線バスの利用が困難な高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成することにより交通手段の確保を図り、もって在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条中「福祉タクシー」を「タクシー」に改める。

第3条を次のように改める。

(対象者)

第3条 タクシーを利用できる者は、次条第1項の申請書を提出する日において本町の住民基本台帳に記録されている者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 70歳以上80歳未満の者であって、本町の住民基本台帳に記録されている住所(以下「住居」という。)から最も近い路線バスの停留所(停留所以外の場所で乗降できる区間であるときは、その路線)までの距離が300メートル以上離れていること。

(2) 80歳以上の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。また、住居と異なる住所に居住する者又は他のタクシー利用助成事業による助成を受ける者は、原則として補助の対象としない。

(1) 運転免許証を保有する者

(2) 介護保険サービスを提供する施設等に入所する者

第4条第1項中「福祉タクシーを」を「タクシーを」に、「愛南町福祉タクシー利用申込書」を「愛南町高齢者タクシー利用申請書」に改め、同条第2項中「申込書」を「申請書」に、「愛南町福祉タクシー利用者決定通知」を「愛南町高齢者タクシー利用決定通知書」に、「愛南町福祉タクシー利用者不決定通知」を「愛南町高齢者タクシー利用不決定通知書」に、「申請者に通知する」を「前項の規定による申請をした者に通知するものとする」に改め、同条第3項中「福祉タクシーの」を「タクシーの」に、「福祉タクシー補助券交付台帳」を「愛南町高齢者タクシー利用補助券交付台帳」に、「愛南町福祉タクシー登録証(様式第4号。以下「登録証」という。)」を「利用者に愛南町高齢者タクシー利用登録証(様式第4号。以下「登録証」という。)」及び愛南町高齢者タクシー利用補助券(様式第5号。以下「補助券」という。)」に、「交付する」を「交付するものとする」に改める。

第5条を次のように改める。

(補助券の種類)

第5条 補助券は、500円券、800円券、1,000円券及び1,500円券の4種類とする。

第6条第1項中「次の」を「原則として500円券を利用者に交付するものとする。ただし、利用者の住居が次の」に、「地域の区分に応じ」を「地域にあるときは」に改

め、「利用者に」を削り、第4号を削り、同条第2項中「1人」を「一人」に改める。

第7条第1項中「福祉タクシー」を「タクシー」に改める。

第8条第1項中「福祉タクシー」を「タクシー」に改め、「登録証」の次に「及び健康保険証その他自己を証明するもの」を加え、「現金で」を「現金により」に改め、同条第2項中「福祉タクシー」を「タクシー」に改める。

第10条中「基準日以降において」を「第4条第3項の規定により登録証及び補助券の交付を受けた日以後に」に改める。

第12条中「福祉タクシー」を「タクシー」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 _____
 対象者との続柄 _____

愛南町高齢者タクシー利用申請書

愛南町高齢者タクシー利用助成条例第4条第1項の規定によりタクシーの利用を申請します。

対 象 者	住 所	愛南町 (行政区名：)
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	電 話 番 号	
申 請 区 分	申請日において、次のいずれか該当する方に <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。 <input type="checkbox"/> 70歳以上80歳未満の者であって、住居から最も近い路線バスの乗降地点までの距離が300m以上離れているもの <input type="checkbox"/> 80歳以上の者	
申 請 要 件	次の要件を全て満たすことを誓約します。 1 運転免許証を有していないこと(自主返納した場合を含む。) 2 介護保険サービスを提供する施設等に入所していないこと。	

※職員記入欄

対象者の住居から最も近い路線バスの乗降地点までの距離	km
----------------------------	----

第 年 月 日
号

申請者
様

愛南町長



愛南町高齢者タクシー利用決定通知書

あなたから 年 月 日付けで申請があったタクシーの利用については、申請のとおり利用者として決定したので、愛南町高齢者タクシー利用助成条例第4条第2項の規定により通知します。

なお、利用の決定に当たり、次の条件を遵守してください。

(利用の条件)

- 1 次のいずれかに該当するときは、遅滞なく町長に届け出ること。
 - (1) 愛南町高齢者タクシー利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に記載する利用者の住所に変更が生じるとき。
 - (2) 申請書に記載する申請要件のいずれかを満たさなくなったとき。
 - (3) 利用者が死亡したとき。
- 2 上記1に該当する場合において、町長が必要があると認めるときは、現に残存する補助券を返還し、又は該当する日以後に使用した補助券の額面相当額を返還すること。

様式第3号中「愛南町福祉タクシー利用者不決定通知」を「愛南町高齢者タクシー利用不決定通知書」に、「申請の」を「申請が」に、「福祉タクシーの」を「タクシーの」に、「下記」を「次」に、「通知します」を「、愛南町高齢者タクシー利用助成条例第4条第2項の規定により通知します」に、

「

記

不決定の理由

を

」

「

不決定の理由

に

」

改める。

様式第4号を次のように改める。

愛南町高齢者タクシー利用登録証(第	号
円)			
利用者氏名	様		
注 意 事 項			
1 この登録証及び補助券(以下「登録証等」という。)は、他人に貸したり譲ったりすることはできません。			
2 タクシーを利用するときは、この登録証を運転手に見せてください。			
3 本町の住民でなくなったときは、速やかにこの登録証等を返還してください。			
4 使用の際は、補助券に記載されている「利用上の注意」をお読みください。			
		愛南町長	印
有効期間	_____		

様式第5号中「様式第5号(第5条関係)」を「様式第5号(第4条関係)」に、「愛南町福祉タクシー補助券」を「愛南町高齢者タクシー利用補助券」に、「愛南町福祉タクシー補助()券」を「愛南町高齢者タクシー利用補助()券」に改め、「登録証」の次に「及び健康保険証その他自己を証明するもの」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の愛南町福祉タクシー助成条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

愛南町福祉タクシー助成条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>愛南町<u>福祉</u>タクシー助成条例 愛南町福祉タクシー助成条例(平成16年愛南町条例第127号)の全部を改正する。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、<u>公共交通</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>の利用が不便な地域の<u>高齢者</u>に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、<u>ゆとりある生活の実現</u>を図り、もって<u>福祉</u>の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「<u>福祉</u>タクシー」とは、この助成の実施に関し町と協定を結んだタクシー業者(以下「協定タクシー業者」という。)が所有するタクシーをいう。(対象者)</p> <p>第3条 <u>福祉</u>タクシーを利用できる者は、<u>当該年度の4月1日(以下「基準日」という。)</u>において</p> <hr/> <p>、次の要件</p> <hr/> <p>を<u>全て</u>満たすものとする。</p> <p>(1) <u>満70歳以上</u>の者<u>又は2級以上の身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けている満65歳以上の者</u>である</p> <hr/> <p>こと。</p> <p>(2) <u>本町の住民基本台帳に登載され、乗合バス又はコミュニティバスの停留所(停留所以外の場所で乗降できる区間は<u>その路線</u>)から住居までの距離が300メートル以上離れていること。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>愛南町<u>高齢者</u>タクシー<u>利用</u>助成条例 愛南町福祉タクシー助成条例(平成16年愛南町条例第127号)の全部を改正する。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、<u>路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が運行するバス及び愛南町コミュニティバス運行条例(平成18年愛南町条例第2号)第1条の愛南町コミュニティバスをいう。以下同じ。)</u>の利用が不便な地域に<u>居住し、又は路線バスの利用が困難な高齢者</u>に対し、タクシー料金の一部を助成することにより<u>交通手段の確保</u>を図り、もって<u>在宅福祉</u>の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「<u>タクシー</u>」とは、この助成の実施に関し町と協定を結んだタクシー業者(以下「協定タクシー業者」という。)が所有するタクシーをいう。(対象者)</p> <p>第3条 <u>タクシー</u>を利用できる者は、<u>次条第1項の申請書を提出する日</u>において<u>本町の住民基本台帳に記録されている者であって、次に掲げる要件のいずれかを</u>満たすものとする。</p> <p>(1) <u>70歳以上80歳未満の者であって、本町の住民基本台帳に記録されている住所(以下「住居」という。)から最も近い路線バスの停留所(停留所以外の場所で乗降できる区間であるときは、その路線)までの距離が300メートル以上離れていること。</u></p> <p>(2) <u>80歳以上の者</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。また、住居と異なる住所に居住する者又は他のタクシー利用助成事業による助成を受ける者は、原則として補助の対象としない。</p> <p>(1) <u>運転免許証を保有する者</u></p> <p>(2) <u>介護保険サービスを提供する施設等に入所する者</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(利用者の登録)</p> <p>第4条 <u>福祉</u>タクシーを利用しようとする者は、愛南町<u>福祉</u>タクシー利用<u>申込書</u>(様式第1号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の<u>申込書</u>を受理したときは、適否を決定し、それぞれ愛南町<u>福祉</u>タクシー利用<u>者</u>決定通知<u>書</u>(様式第2号)又は愛南町<u>福祉</u>タクシー利用<u>者</u>不決定通知<u>書</u>(様式第3号)により<u>申請者</u>に通知する。</p> <p>3 町長は、前項の規定により<u>福祉</u>タクシーの利用を決定した者(以下「利用者」という。)を<u>福祉</u>タクシー<u>補助券</u>交付台帳に登録するとともに、<u>愛南町福祉</u>タクシー利用登録証(様式第4号。以下「登録証」という。)<u>を交付する</u>。</p>	<p>(利用者の登録)</p> <p>第4条 <u>高年齢者</u>タクシーを利用しようとする者は、愛南町<u>高年齢者</u>タクシー利用<u>申請書</u>(様式第1号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の<u>申請書</u>を受理したときは、適否を決定し、それぞれ愛南町<u>高年齢者</u>タクシー利用<u>者</u>決定通知<u>書</u>(様式第2号)又は愛南町<u>高年齢者</u>タクシー利用<u>者</u>不決定通知<u>書</u>(様式第3号)により<u>前項の規定による申請をした者</u>に通知する。</p> <p>3 町長は、前項の規定により<u>高年齢者</u>タクシーの利用を決定した者(以下「利用者」という。)を<u>愛南町高年齢者</u>タクシー利用<u>補助券</u>交付台帳に登録するとともに、<u>利用者</u>に<u>愛南町高年齢者</u>タクシー利用登録証(様式第4号。以下「登録証」という。)<u>及び愛南町高年齢者</u>タクシー利用<u>補助券</u>(様式第5号。以下「補助券」という。)<u>を交付するものとする</u>。</p>
<p>(補助券の種類)</p> <p>第5条 <u>愛南町福祉</u>タクシー補助券(様式第5号。以下「補助券」という。)<u>は、1,500円券、1,000円券、800円券及び500円券の4種類とする。</u></p>	<p>(補助券の種類)</p> <p>第5条 <u>補助券</u> <u>は、500円券、800円券、1,000円券及び1,500円券の4種類とする。</u></p>
<p>(補助券の交付)</p> <p>第6条 町長は、<u>次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める種類の補助券を利用者に交付するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) その他の地域 500円券</u></p>	<p>(補助券の交付)</p> <p>第6条 町長は、<u>原則として500円券を利用者に交付するものとする。ただし、利用者の住居が次の各号に掲げる地域にあるときは、当該各号に定める種類の補助券を交付するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>2 補助券は、利用者<u>1人</u>につき当該年度50枚を限度として交付する。</p>	<p>2 補助券は、利用者<u>1人</u>につき当該年度50枚を限度として交付する。</p>
<p>3 略</p> <p>(利用の方法)</p>	<p>3 略</p> <p>(利用の方法)</p>
<p>第7条 利用者は、1回当たりの<u>福祉</u>タクシーの利用料金(以下「利用料金」という。)<u>が補助券の額面と同額又はこれを上回る</u>ときに補助券を利用することができる。この場合において、補助券の額面を超える部分の利用料金は、利用者が負担しなければならない。</p>	<p>第7条 利用者は、1回当たりの<u>高年齢者</u>タクシーの利用料金(以下「利用料金」という。)<u>が補助券の額面と同額又はこれを上回る</u>ときに補助券を利用することができる。この場合において、補助券の額面を超える部分の利用料金は、利用者が負担しなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>(利用料金の支払)</p>	<p>2 略</p> <p>(利用料金の支払)</p>
<p>第8条 利用者は、<u>福祉</u>タクシーを利用するときは、乗務員に登録証<u>を提示するとともに、利用料金を補助券及び現金で</u></p>	<p>第8条 利用者は、<u>高年齢者</u>タクシーを利用するときは、乗務員に登録証<u>及び健康保険証その他自己を証明するもの</u>を提示するとともに、利用料金を補助券及び現金<u>により</u></p>

現 行		改 正 案	
利用者 の氏名		電話 番号	
生年月 日	年 月 日	申 請 区 分	申請日において、次のいずれか該当 する方に☑を付けてください。 □70歳以上80歳未満の者であっ て、住居から最も近い路線バス の乗降地点までの距離が300m 以上離れているもの □80歳以上の者
身体障 療育手	有 無		
最寄り のバス 停から の距離 (分から なけれ ば書か なくて も結構 です。)	km	申 請 要 件	次の要件を全て満たすことを誓約 します。 1 運転免許証を有していないこと (自主返納した場合を含む。) 2 介護保険サービスを提供する施 設等に入所していないこと。
様式第2号(第4条関係)		※職員記入欄	
		対象者の自宅から最も近い路線 バスの乗降地点までの距離	km
第 号 年 月 日		第 号 年 月 日	
申請者 様		申請者 様	
愛南町長 印		愛南町長 印	
愛南町福祉 タクシー利用者決定通知		愛南町高齢者 タクシー利用 決定通知書	
あなたから 年 月 日付けで申請のあ った福祉 タクシーの利用については、申請のと おり利用者として決定したので		あなたから 年 月 日付けで申請があ った タクシーの利用については、申請のと おり利用者として決定したので、愛南町高齢者 タクシー利用助成条例第4条第2項の規定に より通知します。	
通知します。		なお、利用の決定に当たり、次の条件を遵守 してください。 (利用の条件) 1 次のいずれかに該当するときは、遅滞なく 町長に届け出ること。 (1) 愛南町高齢者タクシー利用申請書(様 式第1号。以下「申請書」という。)に記	

現 行	改 正 案														
<p>様式第3号(第4条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>申請者 様</p> <p style="text-align: right;">愛南町長 印</p> <p>愛南町<u>福祉</u>タクシー利用者不決定通知</p> <p>あなたから 年 月 日付で申請のあった<u>福祉</u>タクシーの利用については、<u>下記</u>の理由により決定しませんので</p> <hr/> <p>通知します。</p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p>不決定の理由</p> <div style="border: 1px solid black; height: 15px; width: 100%;"></div> <p>様式第4号(第4条関係) <u>別紙のとおり</u> 様式第5号(第<u>5</u>条関係) 愛南町<u>福祉</u>タクシー 補助券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">年度</td> <td style="width: 40%;">年 月 日から 年 月 日まで</td> <td style="width: 50%;">有効 No. _____</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">愛南町<u>福祉</u>タクシー 補助 (円) 券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">乗車月日 月 日</td> <td rowspan="3" style="width: 85%;"> 【利用上の注意】 1 この補助券は、愛南町と協定したタクシーを利用する場合のみ有効です。 2 この補助券は、タクシー料金が額面と同額又はこれを上回る場合に利用できます。額面を超える部分のタクシー料金は、現金で </td> </tr> <tr> <td>乗車区間</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> </tr> </table>	年度	年 月 日から 年 月 日まで	有効 No. _____	乗車月日 月 日	【利用上の注意】 1 この補助券は、愛南町と協定したタクシーを利用する場合のみ有効です。 2 この補助券は、タクシー料金が額面と同額又はこれを上回る場合に利用できます。額面を超える部分のタクシー料金は、現金で	乗車区間	登録番号	<p><u>載する利用者の住所に変更が生じるとき。</u> <u>(2) 申請書に記載する申請要件のいずれかを満たさなくなったとき。</u> <u>(3) 利用者が死亡したとき。</u> <u>2 上記1に該当する場合において、町長が必要であると認めるときは、現に残存する補助券を返還し、又は該当する日以後に使用した補助券の額面相当額を返還すること。</u></p> <p>様式第3号(第4条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>申請者 様</p> <p style="text-align: right;">愛南町長 印</p> <p>愛南町<u>高齢者</u>タクシー利用 不決定通知<u>書</u></p> <p>あなたから 年 月 日付で申請があった <u>次</u> の理由により決定しませんので、<u>愛南町高齢者タクシー利用助成条例第4条第2項の規定により</u>通知します。</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>不決定の理由</p> <div style="border: 1px solid black; height: 15px; width: 100%;"></div> <p>様式第4号(第4条関係) <u>別紙のとおり</u> 様式第5号(第<u>4</u>条関係) 愛南町<u>高齢者</u>タクシー <u>利用</u>補助券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">年度</td> <td style="width: 40%;">年 月 日から 年 月 日まで</td> <td style="width: 50%;">有効 No. _____</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">愛南町<u>高齢者</u>タクシー <u>利用</u>補助 (円) 券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">乗車月日 月 日</td> <td rowspan="3" style="width: 85%;"> 【利用上の注意】 1 この補助券は、愛南町と協定したタクシーを利用する場合のみ有効です。 2 この補助券は、タクシー料金が額面と同額又はこれを上回る場合に利用できます。額面を超える部分のタクシー料金は、現金で </td> </tr> <tr> <td>乗車区間</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> </tr> </table>	年度	年 月 日から 年 月 日まで	有効 No. _____	乗車月日 月 日	【利用上の注意】 1 この補助券は、愛南町と協定したタクシーを利用する場合のみ有効です。 2 この補助券は、タクシー料金が額面と同額又はこれを上回る場合に利用できます。額面を超える部分のタクシー料金は、現金で	乗車区間	登録番号
年度	年 月 日から 年 月 日まで	有効 No. _____													
乗車月日 月 日	【利用上の注意】 1 この補助券は、愛南町と協定したタクシーを利用する場合のみ有効です。 2 この補助券は、タクシー料金が額面と同額又はこれを上回る場合に利用できます。額面を超える部分のタクシー料金は、現金で														
乗車区間															
登録番号															
年度	年 月 日から 年 月 日まで	有効 No. _____													
乗車月日 月 日	【利用上の注意】 1 この補助券は、愛南町と協定したタクシーを利用する場合のみ有効です。 2 この補助券は、タクシー料金が額面と同額又はこれを上回る場合に利用できます。額面を超える部分のタクシー料金は、現金で														
乗車区間															
登録番号															

現 行		改 正 案	
発行者 愛南町長 印	支払ってください。 3 1回当たりの利用枚数に制限はありませんが、タクシー料金を超えて利用することはできません。 4 タクシー料金を支払う場合、運転手に登録証 _____ を提示してください。 5 補助券には、乗車月日及び乗車区間を記入してください(記入が困難な方は、運転手に申し出てください。)。	支払ってください。 3 1回当たりの利用枚数に制限はありませんが、タクシー料金を超えて利用することはできません。 4 タクシー料金を支払う場合、運転手に登録証 <u>及び健康保険証その他自己を証明するもの</u> を提示してください。 5 補助券には、乗車月日及び乗車区間を記入してください(記入が困難な方は、運転手に申し出てください。)。	発行者 愛南町長 印